

各有料老人ホーム設置者 様

和歌山県長寿社会課介護サービス指導室長  
(公印省略)

有料老人ホームの経営状況等及び施設等に関する報告について (依頼)

平素は、県福祉行政に格段のご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、標記のことにつきまして、和歌山県有料老人ホーム設置運営指導指針第 1 5 章 1 及び和歌山県有料老人ホーム設置運営指導要綱第 9 条の規定に基づき、下記のとおり依頼しますので、よろしくお願ひします。

記

1 提出書類及び部数

	提出書類	部数
①	重要事項説明書 (別添 1, 2 を含む。) (※様式の一部が平成 3 0 年 7 月 1 日より変更されています。) (※特定施設入居者生活介護の指定を受けている場合は必ず新様式に変更してください。)	1
②	平成 3 0 年度における財務諸表 (貸借対照表、損益計算書等)	1
③	他業を営む場合、他業に係る上記②の関係書類 (※該当がある場合のみ提出)	1
④	親会社がある場合、当該親会社の業務に係る上記②の関係書類 (※該当がある場合のみ提出)	1
⑤	和歌山県有料老人ホーム設置運営指導指針との適合表	1
⑥	有料老人ホーム事業変更届出書 (別記第 2 3 号様式) (※変更がある場合のみ、各振興局健康福祉部あて提出)	3

2 提出期限、提出先及び提出方法

(1) 提出期限 令和元年 8 月 3 0 日 (金)

(2) 提出先 和歌山県長寿社会課介護サービス指導室

(郵送：〒640-8585 和歌山市小松原通1-1 )

(メール：e0403004@pref.wakayama.lg.jp )

(3) 提出方法 上記 1 ①～⑤を郵送又はメール (※提出期限必着)

※上記 1 の⑥については、提出先は各振興局健康福祉部です。

3 その他

(1) 令和元年 7 月 1 日を基準日として、関係書類を作成願ひします。

(2) 重要事項説明書については、和歌山県有料老人ホーム設置運営指導要綱第 9 条第 1 項第 2 号に基づき、和歌山県ホームページにて公表します。

なお、提出いただいた重要事項説明書はそのままホームページに公表しますので、「記入者名」「管理者名」「個人携帯番号」の個人情報については、作成時点で削除をお願いします。「代表者」については削除しないでください。

(3) 上記 1 の①⑤⑥の様式については、「きのくに介護deネット」の「高齢者の住まいのページ」→「有料老人ホーム」→「有料老人ホームの設置運営について～事業者の方へ～」のメニューからダウンロードできます。

担当：介護サービス指導室 稲田  
TEL：073-441-2527 / FAX：073-441-2523